

第8章 資 料

【例規一覧】

1 資源循環推進課所管の例規一覧

○我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

昭和 55 年 9 月 30 日 条例第 34 号 (最終改正 令和 6 年 3 月 19 日 条例第 15 号)

○我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則

昭和 55 年 12 月 1 日 規則第 27 号 (最終改正 令和 5 年 3 月 31 日 規則第 33 号)

○我孫子市廃棄物基本問題調査会条例

昭和 55 年 3 月 31 日 条例第 16 号 (最終改正 平成 24 年 3 月 29 日 条例第 15 号)

○我孫子市一般廃棄物処理施設整備等基金条例

平成 4 年 12 月 24 日 条例第 23 号 (最終改正 令和 5 年 12 月 25 日 条例第 29 号)

○一般廃棄物処理業並びに浄化槽清掃業の許可条件及び業務指導要綱

昭和 61 年 1 月 7 日 告示第 1 号 (最終改正 平成 28 年 3 月 31 日 告示第 81 号)

○我孫子市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成 2 年 4 月 13 日 告示第 93 号 (最終改正 令和 5 年 3 月 10 日 告示第 38 号)

○我孫子市下水道類似施設改修等助成金交付要綱

平成 11 年 3 月 19 日 告示第 33 号 (最終改正 平成 18 年 7 月 14 日 告示第 120 号)

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管規程

平成 15 年 6 月 16 日 訓令第 13 号 (最終改正 令和 7 年 3 月 31 日 訓令第 9 号)

2 生活衛生課所管の例規一覧 (清掃事業に関する例規に限る)

○我孫子市さわやかな環境づくり条例

平成 9 年 6 月 26 日 条例第 14 号 (最終改正 令和 2 年 12 月 24 日 条例第 55 号)

○我孫子市さわやかな環境づくり条例施行規則

平成 9 年 12 月 15 日 規則第 45 号 (最終改正 令和 3 年 3 月 31 日 規則第 44 号)

○我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

平成 22 年 9 月 30 日 条例第 30 号 (最終改正 令和 3 年 3 月 31 日 条例第 6 号)

○我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

平成 22 年 10 月 21 日 規則第 59 号 (最終改正 平成 31 年 3 月 25 日 規則第 44 号)

○我孫子市再資源化事業実施要綱

平成 15 年 3 月 31 日 告示第 61 号 (最終改正 令和 6 年 3 月 21 日 告示第 71 号)

○我孫子市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業実施要綱

平成 14 年 8 月 21 日 告示第 123 号 (最終改正 令和 5 年 12 月 21 日 告示第 283 号) 抄

○我孫子市生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱

平成 15 年 2 月 26 日 告示第 21 号 (最終改正 令和 5 年 12 月 21 日 告示第 283 号) 抄

○我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理基準

平成 29 年 10 月 1 日 最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

昭和 55 年 9 月 30 日

条例第 34 号

最終改正 令和 6 年 3 月 19 日条例第 15 号

第1章 通則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他別に定めるもののほか、市民の健康で快適な生活を確保するため、廃棄物の排出管理、再資源化、収集、運搬、処分等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び浄化槽法の例による。

第2章 責務

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物については、単独又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を資源として再利用等することにより、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器、包装材料等が廃棄物となつた場合は、その回収等に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、その占有し、又は管理する土地又は建物及びその周辺の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物に関する事業に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、つねに生活環境の保全及び清掃思想の普及に努めるとともに、一般廃棄物に関する事業の実施に当つては、その能率的な運営に努めなければならない。

第3章 地域環境の清潔保持

(清潔の保持)

第6条 何人も公園、広場、道路、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚してはならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第7条 公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆便所、公衆用ごみ容器を設ける等これの清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第8条 公共の場所において宣伝物、印刷物その他これに類する物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

2 土木、建築等の工事の施行者は、廃棄物の不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴つて生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理し、処分しなければならない。

(あき地の管理)

第9条 あき地を所有し、又は管理する者は、そのあき地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

(浄化槽の管理)

第10条 浄化槽の使用者及び設置者は、悪臭の発散又はハエその他の害虫等の発生により、市民生活に害を及ぼすおそれのないよう適正に管理しなければならない。

(汲取り便所の管理)

第11条 汲取り便所の使用者は、その便槽にし尿以外のもので、その処理に困難を生ずるおそれのあるものを混入してはならない。

(し尿使用者の責務)

第12条 し尿を肥料として使用する者は、し尿の流出、悪臭の発散又はハエその他の害虫等の発生により、市民生活に害を及ぼすおそれのないよう環境衛生上必要な措置を講じなければならない。

第4章 廃棄物の処理

(一般廃棄物の処理計画の告示)

第13条 市長は、法第6条第1項の規定により、一定の処理計画を定めて告示する。

2 前項の処理計画に大きな変更を生じた場合は、その都度告示するものとする。

(処理計画の遵守義務)

第14条 土地若しくは建物の占有者（占有者がない場合には管理者とする。以下同じ。）又は事業者（以下「占有者等」という。）は、日常生活から生ずる一般廃棄物の減量をはかるとともに、資源として再利用の可能な一般廃棄物をその適宜な方法をもつて処分し、かつ、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分するよう努めなければならない。ただし、自ら処分しない一般廃棄物については、前条の規定により定められた処理計画に従わなければならない。

2 占有者等は、前項ただし書に規定する一般廃棄物に次に掲げる一般廃棄物を混入し、又は持ち込んではならない。

- (1) 資源として再利用の可能なもの
- (2) 有害性物質を含むもの
- (3) 著しく悪臭を発するもの
- (4) 爆発物等危険性のあるもの
- (5) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、生活環境の保全上特に適正な処理を必要とするもの及び市の行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

3 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(事業者の廃棄物の処理)

第15条 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の処理を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(一般家庭の一般廃棄物の処理)

第16条 市長は、第13条で告示する区域において、占有者等が第14条第1項ただし書の規定により排出した一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、処分しなければならない。

(浄化槽汚泥の処理)

第17条 浄化槽の使用者及び設置者は、浄化槽汚泥を浄化槽法第35条第1項の規定により市長の許可を受けた者に収集、運搬させなければならない。

(廃棄物の自己処理の基準)

第18条 占有者等は、自ら廃棄物を収集し、運搬し、又は処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第6条に定める基準に従い、処理しなければならない。

(廃棄物の処理の届出)

第19条 占有者等は、臨時に一般廃棄物の処理を受けようとする場合又は犬、猫の死体を自ら処理することが困難な場合は、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物又は次条に規定する産業廃棄物を市の施設へ搬入しようとする場合は、あらかじめ市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(市が処理する産業廃棄物)

第20条 市が処理する産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、次に掲げるものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 繊維くず
- (3) 木くず
- (4) 市が保有し、又は管理している公用又は公共の用に供する施設から発生した金属くず、ガラスくず及び廃プラスチック類
- (5) 市内で不法投棄された産業廃棄物
- (6) その他前各号に準ずるものとして市長が認めるもの
(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第21条 法第7条第1項及び浄化槽法第35条第1項の規定による許可は、許可証を交付して行うものとする。

2 前項の許可証の有効期間は、2年とする。

3 第1項の許可証の交付を受けた者は、許可証を破損し、又は亡失したときは、再交付を受けなければならない。

第5章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第22条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第1により算出した額とする。

(産業廃棄物の処理費用)

第23条 産業廃棄物の処理に要する費用は、別表第2により算出した額とする。

(一般廃棄物処理業等に関する許可申請手数料)

第24条 第21条第1項の規定により許可を受けようとする者又は同条第3項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 許可証再交付手数料 1件につき 5,000円

(手数料及び費用の減免)

第25条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、第22条及び第23条の規定による手数料及び費用を減免することができる。

第6章 廃棄物の再資源化と助成

(再資源化事業)

第26条 市長は、廃棄物を資源として有効利用する重要性を認識し、占有者等に廃棄物の再資源化事業を推進させなければならない。

2 再資源化事業推進に必要な事項は、市長が別に定める。

(資源物の所有権の帰属及び持ち去りの禁止等)

第26条の2 前条の再資源化事業を推進するために設置された集積所（以下単に「集積所」という。）に排出された資源化することができる物（以下「資源物」という。）の所有権は、我孫子市に帰属する。

2 市長が指定する事業者以外の者は、集積所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、市長が指定する事業者以外の者が、前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命じることができる。

(助成)

第27条 市長は、前条の再資源化事業を行う団体に対し、その事業活動に必要な助成を行うものとする。

第7章 技術管理者の資格

第28条 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は

衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に規定する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 市長が指定する講習を修了した者

第8章 雜則

（報告の義務等）

第29条 市長は、この条例の施行に当たり必要があると認めたときは、占有者等に対し報告を求め、又は指示することができる。

（清掃指導員）

第30条 市長は、廃棄物に関する指導を行わせるため、清掃指導員を置くことができる。

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

第9章 罰則

第32条 第26条の2第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則（中略）

附 則（令和6年3月19日条例第15号）

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第22条関係）

種別	区分	基準	金額
し尿	定額制	1世帯につき (便槽1基)	月額 440円
	割増制 (定額制料金に加算)	便槽2基以上	月額 220円
		簡易水洗トイレ	月額 440円
		定期収集以外の臨時収集 1回につき	440円
	従量制	共同住宅、店舗併用住宅、家庭下水汚泥1リットルにつき	3.3円

浄化槽汚泥 し尿	市が許可した業者が市の施設 へ搬入したもの	1,800 リットルにつき	440 円
犬、猫の死体		1 体につき	6,600 円
ごみ	事業活動に伴つて生じたもの で、自ら市の施設へ搬入したも の又は市が許可した業者が市 の施設へ搬入したもの	10 キログラムまで	300 円
		10 キログラムを超える場合 は、当該 10 キログラムを超 える部分について 10 キログラム につき	300 円
一般家庭から排出されるもの で、自ら市の施設へ搬入したも の	10 キログラムまで	300 円	
		10 キログラムを超える場合 は、当該 10 キログラムを超 える部分について 10 キログラム につき	300 円
一般家庭から排出される粗大 ごみ（特定家庭用機器再商品化 法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条に規定するユニット 形エアコンディショナー、テレ ビジョン受信機、電気冷蔵庫、 電気洗濯機及び衣類乾燥機を 除く。）で、市が直接引き取る もの	1 点につき		700 円

備考

- 手数料の額は、この表の区分により算定した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- し尿及び浄化槽汚泥し尿に係る手数料を算出する基礎となる数量が基準単位未満であるときに、又はその数量に基準単位未満の端数があるときは、これを基準単位の量であるとみなして計算する。
- ごみに係る手数料は、10 キログラムを超える部分に 10 キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入して算定する。

別表第 2（第 23 条関係）

種別	区分	基準	金額
産業廃棄物	市の施設へ搬入したもの	10 キログラムまで	330 円
		10 キログラムを超える場合 は、当該 10 キログラムを超 える部分について 10 キログラム につき	330 円

備考 10 キログラムを超える部分に 10 キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入して算定する。

我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則

昭和 55 年 12 月 1 日

規則第 27 号

最終改正 平成 24 年 12 月 28 日規則第 64 号

(目的)

第1条 この規則は、我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（昭和 55 年条例第 34 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）並びに条例の例による。

(一般廃棄物処理業の許可)

第3条 条例第 21 条の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、許可したときは申請者に一般廃棄物処理業許可証（様式第 2 号）を交付する。

3 前項の許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、前項の一般廃棄物処理業許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 市長は、第 2 項の許可証に期限を付し、かつ、生活環境保全上必要な条件を付すことができる。
(許可証の再交付)

第4条 条例第 21 条第 3 項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 許可証の再交付があつたときは、再交付に伴う従前の許可証は、その効力を失うものとする。
(一般廃棄物処理業許可申請の変更)

第5条 許可業者は、第 3 条第 1 項の許可申請事項に変更があるときは、事前に市長に一般廃棄物処理業許可申請変更届（様式第 4 号）を提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、一般廃棄物処理業許可申請変更承認書（様式第 5 号）を届出者に交付するものとする。
(営業の休止及び廃止)

第6条 許可業者が、その業務を廃止し、又は休止するときはその 30 日前までに一般廃棄物処理業廃止（休止）届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法令、条例若しくはこの規則に違反したとき。
(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
(3) 正当な理由がなく 1 月以上業務の全部若しくは一部を休業したとき。
(4) 許可条件、基準等に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物処理業許可取消書（様式第 7 号）、又は一般廃棄物処理業業務停止命令書（様式第 8 号）により行うものとする。
(許可証の返還)

第8条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。
(2) 許可を取消されたとき。
(3) 業務を廃止したとき。

2 許可業者は、前条第 2 項の規定により業務の全部の停止を命ぜられたときは、許可証を一時市長に返付しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 許可業者は、業務の実績について一般廃棄物処理業業務実績報告書（様式第9号）を作成し、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第10条 条例第21条の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書（様式第1号）及び浄化槽清掃業許可申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。（浄化槽清掃業に関する準用規定）

第11条 第3条から第9条までの規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、第3条（第1項を除く。）から第9条までの規定中「一般廃棄物処理業」とあるのは「一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業」と、第9条中「様式第9号」とあるのは「様式第9号又は様式第9号の2」と読み替えるものとする。

(手数料の徴収)

第12条 条例第22条に規定する一般廃棄物処理手数料は、次に掲げる方法により徴収する。

(1) し尿（浄化槽汚泥及び家庭下水汚泥を含む。）処理手数料は、1月又は3月ごとの納入通知書（様式第11号の1又は様式第11号の1の2）若しくは預金口座振替（様式第11号の2から4）の方法により徴収する。

(2) 犬、猫の死体処理手数料は、その都度集金の方法により徴収する。

(3) 多量又は臨時のごみ処理手数料は、1月ごとの納入通知書又はその都度集金の方法により徴収する。

(4) 前各号において手数料を集金の方法により徴収したときは、領収証書（様式第12号）を納入者に交付しなければならない。

(5) 納入通知書により徴収する手数料の納期限は、納入通知書を発行した日から15日を経過した日とする。

(手数料及び費用の減免)

第13条 条例第25条の規定により、手数料及び費用の減免を受けようとする者は、一般・産業廃棄物処理手数料減額（免除）申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、一般・産業廃棄物処理手数料減額・免除・却下決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

(再資源化事業)

第14条 条例第26条第2項に規定する再資源化推進事業についてはその推進のための計画を定め、条例第13条の規定に準じて告示する。

2 前項の計画に大きな変更を生じた場合には、その都度告示する。

(助成)

第15条 条例第27条に定める助成に関し必要な事項は、別に定める。

(市長が指定する講習)

第16条 条例第28条第11号の市長が指定する講習は、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習（基礎・管理課程に限る。）とする。

(清掃指導員)

第17条 清掃指導員は、業務に相当の経験を有する者又は適格と認められる者を、市職員又は市民のうちから市長が任命又は委嘱する。

2 清掃指導員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 生活環境保全の清掃思想の普及向上を図ること。
(2) 廃棄物及び資源の排出管理についての指導
(3) 不法投棄に関する監視と防止についての指導

3 清掃指導員は、前項に規定する職務について別に定める様式により、市長に報告及び提言しなければならない。

4 清掃指導員は、第2項各号の職務を行う場合は、その身分を証する清掃指導員証（様式第15号）を携帯し、これを提示しなければならない。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (中略)

附 則 (令和5年3月31日規則第33号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

我孫子市廃棄物基本問題調査会条例

昭和 55 年 3 月 31 日

条例第 16 号

改正 平成 24 年 3 月 29 日条例第 15 号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、廃棄物問題に関し諸調査を行うため、我孫子市廃棄物基本問題調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、又は建議する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める法理念の把握及び普及に関すること。
- (2) 廃棄物に伴う地域環境保全対策に関すること。
- (3) 廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (4) 廃棄物処理施設の適正配置及び処理技術様式の選定並びに複合化に関すること。
- (5) 廃棄物の収集、処理及び処分業務体系の策定並びに変更に関すること。
- (6) 廃棄物の排出源の点検及び減量化対策に関すること。
- (7) 廃棄物の資源化対策に関すること。
- (8) リサイクル運動促進及び住民合意形成に関すること。
- (9) 廃棄物処理関係法令等、行政上の規制に関すること。

(組織)

第3条 調査会は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市政策及び環境政策に関し学識経験を有する者
- (2) 住民団体等に属する者
- (3) 事業者、学校等に属する者
- (4) 公募の市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 調査会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 調査会に、廃棄物に関し専門的意見を聞くため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、専門的事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(記録)

第7条 会長は、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、保管しなければならない。

(部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、調査会に部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 調査会の庶務は、清掃業務担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (中略)

附 則 (平成24年3月29日条例第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

我孫子市一般廃棄物処理施設整備等基金条例

平成4年12月24日
条例第23号

最終改正 令和5年12月25日条例第29号

(設置)

第1条 本市の一般廃棄物処理施設の整備及び解体に要する経費の財源を確保するため、我孫子市一般廃棄物処理施設整備等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(令5条例29・一部改正)

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、一般廃棄物処理施設の整備又は解体に要する経費の財源に充てるときに限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(令5条例29・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月25日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

一般廃棄物処理業並びに浄化槽清掃業の許可条件及び業務指導要綱

昭和 61 年 1 月 7 日
告示第 1 号

最終改正 平成 28 年 3 月 31 日告示第 81 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物処理業並びに浄化槽清掃業の許可条件及び業務方法に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(許可を受けた者の責務)

第2条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「処理業者」という。）又は浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「清掃業者」という。）は、法令等を厳守し、業務を厳正に実施しなければならない。

2 処理業者及び清掃業者は、市が指定する講習会を受けなければならない。

第2章 一般廃棄物処理業の許可

(許可申請)

第3条 我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（昭和 55 年規則第 27 号。以下「施行規則」という。）第 3 条第 1 項に定める一般廃棄物処理業許可申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 納税証明書
- (2) 主たる営業所又は事務所の見取図
- (3) 業に使用する車両の写真（前面及び側面から撮影したもの）
- (4) 業に使用する車両の車検証の写し
- (5) 前年度の許可証（再申請をする場合）
- (6) 他市町村で許可を受けている場合は、その許可証の写し

第3章 処理業務及び責務

(処理業者が取扱う廃棄物)

第4条 ごみを取扱う処理業者が収集及び運搬する廃棄物は、事業所から排出される一般廃棄物及び臨時に発生する多量ごみとする。

2 し尿を取扱う処理業者が収集及び運搬する廃棄物は、事業所から排出されるし尿とする。

3 浄化槽汚泥を取扱う処理業者が収集及び運搬する廃棄物は、市内で発生する浄化槽汚泥とする。

(収集・運搬区域)

第5条 処理業者が収集及び運搬する区域は、本市内とする。

(処分場所、搬入時間等)

第6条 廃棄物の処分は、市が指定した場所で行うものとする。

2 一般廃棄物の搬入時間は、月曜日から金曜日まで（年末年始を除く。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。）の午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、午後 3 時）までとする。

3 ごみを取扱う業者は、一般廃棄物の搬入に当たっては、分別を徹底し、資源を混入してはならない。

4 処理業者が一般廃棄物を搬入するときは、係員の指示に従わなければならない。

(収集・運搬車両)

第7条 処理業者の収集・運搬車両は、左右のドアに「我孫子市許可第 号一般廃棄物処理業」と明記し、当該車両以外の車両を使用して業務をしてはならない。

2 ごみを取り扱う業者が使用する収集・運搬車両は、4 月に市が行う車両重量測定検査を受けて、台貫所に登録しなければならない。

3 前項の規定により登録した車両重量をもって、当該車両の風袋重量として取り扱うものとする。
(収集及び運搬に伴う留意事項)

第8条 処理業者は、廃棄物の収集及び運搬に当たり廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が漏れないよう^に積載に当たっては十分に留意しなければならない。

(車両、器材等の保管場所)

第9条 処理業者は、収集・運搬車両、器材等の保管場所を整備するとともに、周辺に廃棄物が飛散し、又は悪臭が漏れないよう適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、処理業者が前項に規定する措置を講じない場合で、生活環境保全上支障を来すおそれがあるときは、期限を付し、保管場所の改善又は変更を命ずることができる。
(手数料の適正化)

第10条 処理業者は、各事業所に請求する収集・運搬手数料は適正なものでなければならない。
(業務実績報告)

第11条 施行規則第9条の規定により報告する一般廃棄物処理業業務実績報告書は、市が発行する台賀伝票と整合し、正確に記入しなければならない。

第4章 淨化槽清掃業の許可

(許可申請)

第12条 施行規則第10条に定める浄化槽清掃業許可申請書に添付する書類は、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法施行規則」という。)第11条第4号に定める浄化槽に関する専門的知識及び技能を有する者を養成する講習会の課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者であることの証明書とする。

第5章 清掃業者の業務実施

(浄化槽の清掃)

第13条 清掃業者は、専門的知識と技術により、浄化槽の定常的な機能を維持するために、清掃業務を遂行しなければならない。

(法定器具)

第14条 清掃業者は、浄化槽内部を清掃する際には、浄化槽法施行規則第11条第1号から第3号に定められた器具を必ず使用し、浄化槽の状態を確かめた後に清掃を実施するものとする。

(清掃基準)

第15条 清掃業者は、浄化槽法施行規則第3条に定める清掃の技術上の基準に従い業務を行わなければならない。

(清掃業務の方法)

第16条 清掃業者は、清掃業務を実施するに当たり、次に定める業務方法を遵守しなければならない。

- (1) 活性汚泥方式においては、汚水及び汚物の分解を円滑に行うため、既にその生活環境及び営業条件に適応した微生物(汚泥をいう。)の一部を種汚泥として、浄化槽内に残すこと。
- (2) 活性汚泥方式の単独処理施設からの汚泥の引き抜きは、駆動装置を停止し20分から30分間静止して汚泥を沈降させた後、静かにサックションパイプを挿入し、できるだけ濃度の高い汚物を引き抜くようにすること。
- (3) 単独処理の施設においては、洗浄に使用した水は、浄化槽内の張り水として使用すること。
- (4) 清掃業務実施の結果、浄化槽の破損等正常な機能を阻害するような原因を発見したときは、直ちに浄化槽設置者(管理者も含む。以下同じ。)及び関係行政機関に連絡するとともに、必要な処置を講ずること。

(業務実績報告)

第17条 施行規則第11条の規定により提出する浄化槽清掃業業務実績報告書(以下「報告書」という。)は、次のとおり提出しなければならない。

- (1) 収集区域及び設置場所の住所は、市が指定した区域ごとに記載すること。
- (2) 浄化槽設置者又は使用者の住所変更は、報告書と併せて変更届を提出すること。
- (3) 設置場所が事務所の場合は、必ず事務所名、代表者名及び電話番号を明記すること。

(4) バッキ方式（接触バッキを除く。）の場合は、報告書にSV30分のパーセンテージを記入すること。

(5) 凈化槽清掃契約者一覧表を毎年度当初に、市が指定する区域ごとに提出すること。

附 則（中略）

附 則（平成28年3月31日告示第81号）

この告示は、公示の日から施行する。

我孫子市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成2年4月13日

告示第93号

最終改正 令和2年3月25日告示第77号

(趣旨)

第1条 市長は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）及びこの告示に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理槽 *処理槽法*（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する処理槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 *処理対象人員*が10人以下のし尿及び生活雑排水を併せて処理する処理槽であって、次に掲げる機能を有するものをいう。
 - ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上及び放流水1リットル当たりのBODの日間平均値が20ミリグラム以下のもの
 - イ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛生第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課処理槽対策室長通知）に定める基準に適合するもの
- (3) 高度処理型合併処理浄化槽 *合併処理浄化槽*であって、放流水1リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が20ミリグラム以下又は総燐（りん）濃度の日間平均値が1ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (4) 単独処理浄化槽 平成13年3月31日以前に設置された便所と連結してし尿を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、同条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従って市が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

(補助対象区域)

第3条 補助の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域以外の区域又は地域し尿処理施設等で処理する区域以外の区域とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、補助対象区域において住宅（店舗等を併設する場合は、居住部分の延べ床面積が2分の1以上のものに限る。）に高度処理型合併処理浄化槽を設置する者又は自己の居住の用に供するため高度処理型合併処理浄化槽付き住宅を購入する者（以下「住宅取得者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) *処理槽法*第5条第1項の規定による設置の届出を行わず、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認を受けずに、高度処理型合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅又は土地を借りている者で、当該住宅又は土地の賃貸人の承諾を得ていないもの
- (3) 当該補助事業の年度内に高度処理型合併処理浄化槽を設置することができない者
- (4) 販売の目的で、高度処理型合併処理浄化槽付き住宅を建築（改築を含む。）する者（以下「建売業者」という。）
- (5) 市民税を滞納している者

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助金の対象となる経費は、高度処理型合併処理浄化槽の本体の費用及びその据付けに要する費用とし、その額は、別表のとおりとする。

2 単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合（建替えによる場合を除く。）に当該

単独処理浄化槽の全部撤去をするときは、前項の補助金の額に次に掲げる費用の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算するものとする。

（1）当該単独処理浄化槽の全部撤去に要する費用（当該加算する額は、180,000円を限度とする。）

（2）宅内配管工事に要する費用（当該加算する額は、300,000円を限度とする。）

3 人槽区分は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定に基づく処理対象人員の算定方法（昭和44年建設省告示第3184号）に定める日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A3302）」の表により算定するものとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に沿わないと考えられる場合は、当該資料等を基にしてこの算定人員を増減することができることを踏まえ、市長は、補助金の対象となる浄化槽の使用予定人員を可能な限り把握するものとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、第7号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

（1）浄化槽法第5条第1項に規定する浄化槽設置届出書（審査期間を経過したものに限る。）の写し
又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認済証の写し

（2）設置場所の案内図

（3）賃貸人の設置承諾書（住宅又は土地を借りている者に限る。）

（4）見積書の写し

ア 高度処理型合併処理浄化槽の設置の場合 高度処理型合併処理浄化槽の設置に関する費用が項目別に確認でき、かつ、単価及び数量を確認できるもの

イ 高度処理型合併処理浄化槽へ転換の場合 アに掲げるもののほか、当該単独処理浄化槽の全部撤去に要する費用が項目別に確認でき、かつ、単価及び数量を確認できるもの

（5）高度処理型合併処理浄化槽の構造図

（6）高度処理型合併処理浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建物の配置図

（7）市民税に係る納税証明書又は非課税証明書（転入者にあっては、設置場所に係る土地の登記事項証明書）

（8）工事請負契約書の写し

（9）高度処理型合併処理浄化槽の保証登録証及び登録浄化槽管理票（C票）

（10）住宅取得届（様式第2号）及び住宅を取得したことを証する書類（住宅取得者に限る。）

（11）その他市長が必要があると認めた書類

2 前項の規定による申請は、申請者が住宅取得者であるときは、建売業者が当該住宅取得者に代わり行うことができる。この場合において、当該申請は、住宅取得者が行ったものとみなす。

3 第1項又は前項の規定による申請は、毎年4月1日から12月28日までの間に行わなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（事前確認検査の受検）

第7条 申請者のうち単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽に転換しようとするものは、あらかじめ既設単独処理浄化槽の転換計画書（様式第3号）を市長に提出し、事前確認検査を受けなければならない。

2 前項の事前確認検査は、既設単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への設置替え事前確認検査表（様式第4号）により行うものとする。

（補助金交付決定）

第8条 市長は、第6条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないことを決定したときは高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

（変更承認申請等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、第6条第1

項の規定による申請（同条第2項の規定による申請を含む。）の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、これを承認したときは、高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業変更承認通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助事業の完了後20日以内（前条第2項の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受けた日から20日以内）又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第9号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては浄化槽管理者が保守点検業者を窓口として保守点検及び清掃の実施並びに浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査の受検手続の代行を一括して約定した契約書の写し、浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては同項の水質に関する検査の受検を契約したことを証する書面

（2）浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査に係る手数料を納付したことを証する書面

（3）工事請求書又は領収書の写し

（4）次に掲げる施工の写真

ア 浄化槽設備士が実地に監督していること又は自ら工事を行っていることを証する写真

イ 基礎工事の状況（割石地業及び捨てコンクリートを打っていること。）が分かる写真

ウ 据付け工事の状況（水張りを行い、水平を保ちつつ水じめ及び突き固めを行っていること。）を示す写真

エ かさ上げの状況（バルブの操作などの維持管理を容易に行うことのできる）を示す写真

オ 既設の単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合には、その作業行程が分かる写真

（5）既設単独処理浄化槽の転換結果報告書（様式第10号）（単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合に限る。）

（6）浄化槽施工結果報告書（様式第11号）

（7）保守点検及び清掃に関する誓約書（様式第12号）

（8）その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付確定通知書（様式第13号）により速やかに補助対象者に通知する。

（是正のための措置）

第12条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象者に対して命ずることができる。

（補助金の請求）

第13条 第11条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の一部又は全部を取り消すことができる。

（1）不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 凈化槽法第7条第1項又は第11条第1項に規定する水質に関する検査を受けないとき。
- (補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(状況確認)

第16条 市長は、補助事業を適正に執行するため、高度処理型合併処理浄化槽の設置工事の状況を現場において確認する。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (中略)

附 則 (令和5年3月10日告示第38号)

この告示は、令和5年3月10日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の我孫子市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

附 則(令和5年12月21日告示第283号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の次の各号に掲げる告示の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

別表 (第5条関係)

人槽区分	補助金の額
5人槽	342,000円
6～7人槽	363,000円
8～10人槽	408,000円

備考 高度処理型合併処理浄化槽の本体の費用及びその据付けに要する費用が表に掲げる額に満たないときは、当該費用(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を補助金の額とする。

我孫子市下水道類似施設改修等助成金交付要綱

平成11年3月19日

告示第33号

改正 平成18年7月14日告示第120号

(趣旨)

第1条 市長は、公共水域の水質及び生活環境の保全に資するため、下水道類似施設を管理するものが行う当該下水道類似施設の改築、修繕又は解体に要する経費について、予算の範囲内において、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、当該下水道類似施設を管理するものに対し、助成金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において「下水道類似施設」とは、特定の区域から排出される汚水等を集中的に処理するために設けられた施設であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。

- (1) 51人槽以上の合併浄化槽であること。
- (2) 設置されてから10年以上経過しているものであること。
- (3) 公営住宅、官舎、社宅その他職員、社員等の福利厚生のための住宅以外に設置しているものであること。
- (4) 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条に規定する排水設備及びこれに準じるもの以外のものであること。
- (5) 店舗（店舗併用住宅でその用途の3分の2以上が住宅用である場合を除く。）、工場等の事業用以外に設置しているものであること。
- (6) 公共下水道の供用開始区域以外の区域に設置されているものであること。

(下水道類似施設の解体に対する助成)

第3条 下水道類似施設の解体に要する経費に対する助成は、当該施設の解体後、その用地を市が公用又は公共用に供することを決定している場合に行うものとする。

2 前項の助成は、前条第6号の規定にかかわらず、施設の設置区域が供用開始区域に決定された場合に、当該決定の告示がされた日の翌日から起算して2年以内に解体するときも含むものとする。

(助成金の額)

第4条 下水道類似施設の改築又は修繕に要する経費に対する助成金の額は、改築又は修繕に要した経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満を切り捨てた額）とし、1施設につき年間200万円を限度とする。

2 下水道類似施設の解体に要する経費に対する助成金の額は、解体に要した経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1施設につき200万円を限度とする。

(事前協議)

第5条 助成金を受けようとする者は、助成金交付の申請を行う前に、あらかじめ、下水道類似施設の改築又は修繕又は解体について、市長と事前協議しなければならない。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第3条第1項第5号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 下水道類似施設の案内図
- (2) 下水道類似施設に係る保守点検契約書の写し（解体の場合を除く。）
- (3) 工事施工契約書の写し
- (4) 下水道類似施設の土地に係る権利者の同意書（解体の場合に限る。）

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第11条第2号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事施工に係る領収書の写し
- (2) 工事検査報告書の写し
- (3) 工事施工に係る完成写真

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（中略）

附 則（平成18年7月14日告示第120号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の我孫子市下水道類似施設改修等助成金交付要綱の規定は、平成18年度分の予算に係る助成金から適用する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管規程

平成 15 年 6 月 16 日

訓令第 13 号

(趣旨)

第1条 この規程は、庁舎、保育園、集会施設、学校その他の市の建物（以下「庁舎等」という。）から排出され、又は現に庁舎等において保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「P C B廃棄物」という。）について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）の定めるところにより適正な処理が行われるまでの間、その管理を確実かつ適正に行うため、P C B廃棄物の一括保管に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。
- (2) P C B 製品 ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品をいう。

(P C B廃棄物の保管方法)

第3条 庁舎等において排出され、又は現に保管している P C B 廃棄物は、クリーンセンター内に設置された指定保管場所で保管しなければならない。

2 法第 8 条の届出をしている使用中の P C B 製品が、廃棄物となったときは、前項の規定に準ずる。

(管理責任者及び特別管理責任者)

第4条 P C B 製品を使用し、又は P C B 廃棄物を指定保管場所に保管することとなった庁舎等を管理する所管課は、P C B 製品に係る管理責任者（以下「管理責任者」という。）1 人を置かなければならぬ。

2 管理責任者には、当該所管課の課長（課長に相当する職を含む。）をもって充てる。ただし、管理上必要があると認めるときは、本文の規定にかかわらず、課長補佐に相当する職にある者をもって充てることができるものとする。

3 前条の指定保管場所には、P C B 製品に係る特別管理責任者（以下「特別管理責任者」という。）1 人を置かなければならない。

4 特別管理責任者には、クリーンセンターの職員で特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「施行規則」という。）第 8 条の 17 に規定する資格をいう。）を有する者をもって充てる。

(P C B廃棄物の保管)

第5条 管理責任者は、P C B 廃棄物が当該管理する庁舎等から発生したとき、又は P C B 廃棄物を現に当該管理する庁舎等において保管しているときは、遅滞なく特別管理責任者に対し、次に掲げる事項を記載したポリ塩化ビフェニル廃棄物保管届出書（様式第 1 号）を提出し、指定保管場所における保管に關し承認を受けなければならない。

- (1) 廃棄物となった P C B 製品の名称
- (2) 廃棄物となった P C B 製品の数量
- (3) 廃棄物となった P C B 製品の発生場所
- (4) 廃棄物となった P C B 製品の発生時期
- (5) その他必要事項

2 管理責任者は、前項の規定により承認を受けたときは、当該 P C B 廃棄物を特別管理責任者の指示により指定保管場所に保管するものとする。

(P C B 製品の管理)

第6条 管理責任者は、現に使用している P C B 製品を適正に管理するため、次に掲げる書類を整備しておかなければならぬ。

- (1) 当該 P C B 製品の種類及び数量が分かる書類
- (2) 当該 P C B 製品を使用している箇所が分かる図面
- (3) その他当該 P C B 製品に関し必要な書類

(特別管理責任者の責務)

第7条 特別管理責任者は、指定保管場所に保管されたP C B廃棄物を施行規則第8条の13に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に従い、厳重に管理しなければならない。

(P C B廃棄物の処理計画の策定)

第8条 特別管理責任者は、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理方法が確立されたときは、P C B廃棄物の処理計画を策定しなければならない。

(報告)

第9条 管理責任者は、指定保管場所において保管しているP C B廃棄物に関し、その保管状況をポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第33号)様式第一号(一))により、毎年4月末日までに特別管理責任者に届け出なければならない。

2 特別管理責任者は、前項の届出書を取りまとめ、法第8条の規定によりP C B廃棄物の保管等の届出を県知事に対し行うものとする。

(承継)

第10条 組織の再編によりP C B製品又はP C B廃棄物を管理する所管課に異動があったときは、当該P C B製品又はP C B廃棄物の管理は、異動後において所管される課等において承継されるものとする。

2 管理責任者は、前項の規定により異動が生じたときは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物管理責任者異動届出書(様式第2号)により、特別管理責任者に届け出なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほかP C B廃棄物の保管に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和7年3月31日訓令第9号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

我孫子市さわやかな環境づくり条例

平成9年6月26日

条例第14号

最終改正 令和2年12月24日条例第55号

(目的)

第1条 この条例は、清潔で快適な環境の確保並びに環境美化及び再資源化の推進について、市、市民等、事業者等の責務を明らかにし、空き缶類、吸い殻類等の散乱防止、路上喫煙等の防止、自動販売機の管理等に関し必要な事項を定め、もって清潔で、安全かつ快適な環境を確保し、緑豊かな美しいまちづくりと資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 容器 販売の用に供される飲食料品の缶、瓶等であって、飲食料品と一体として販売されるものをいう。
- (2) 空き缶類 飲食料品を収納していた缶、瓶、ペットボトル、トレーその他の容器をいう。
- (3) 吸い殻類 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (4) 釣り具 釣りをするための釣り糸、釣針又はおもりをいう。
- (5) 路上喫煙等 道路等公共の場所において喫煙することをいう。
- (6) 道路等公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所（公共施設の敷地を含む。）をいう。
- (7) 回収容器 空き缶類を回収するための容器をいう。
- (8) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市を通過する者をいう。
- (9) 事業者 市内で事業活動を行う全ての事業者をいう。
- (10) 土地所有者等 土地若しくは建物の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (11) 犬の飼い主 犬の所有者又は管理者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、清潔で快適な環境の確保並びに環境美化及び再資源化の推進に関する施策（以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶類、吸い殻類又は釣り具を持ち帰り、再資源化を図る等、自らの責任において適正に処理するとともに、路上喫煙等を防止し、清潔で、安全かつ快適な環境の確保に努めなければならない。

2 市民等は、本市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者であって、容器に収納した飲食料品を販売するものは、販売する場所に回収容器を設け、空き缶類を散乱させないように当該回収容器の適正な管理に努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者であって、たばこ若しくはチューインガムを製造し、又は販売するものは、吸い殻類の散乱防止のため、消費者に対する啓発に努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

3 事業者であって、釣り具を製造し、又は販売するものは、釣り具の散乱防止のため、消費者に対する啓発に努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建物を清潔に保持し、不法投棄等を防止するため、必要な措置を講じるとともに、環境美化に努めなければならない。

2 土地所有者等は、本市が実施する施策に協力しなければならない。

(空き缶類等ポイ捨て及び路上喫煙等の禁止)

第7条 市民等は、空き缶類、吸い殻類又は釣り具をみだりに捨ててはならない。

- 2 市民等は、禁煙重点地区（次条第1項の規定により指定されたものをいう。次項において同じ。）においては、路上喫煙等をしてはならない。ただし、道路等公共の場所を管理する者が指定した場所にあっては、この限りでない。
- 3 市民等は、禁煙重点地区以外の地区においては、他の通行の妨げとならない場所に停止し、かつ、携帯用灰皿（携帯用にたばこの灰及び吸い殻を収納するために製造された容器で、その収納口を閉じることができるものをいう。）を使用し喫煙する場合を除き、路上喫煙等をしてはならない。

（禁煙重点地区の指定等）

第8条 市長は、路上喫煙等が歩行者等の身体及び財産に対し特に危険を及ぼすと認めた地区を、禁煙重点地区に指定することができる。

- 2 前項の規定による禁煙重点地区の指定は、時間帯を限って行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定により禁煙重点地区を指定し、又はその指定に係る地区を変更し、若しくはその指定を解除しようとするときは、我孫子市廃棄物基本問題調査会条例（昭和55年条例第16号）に基づく我孫子市廃棄物基本問題調査会の意見を聞くものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により禁煙重点地区を指定し、又はその指定に係る地区を変更し、若しくはその指定を解除したときは、規則で定める事項を告示するとともに、標識の設置その他の方法によりその周知に努めるものとする。

（指導及び命令）

第9条 市長は、第7条第1項又は第2項本文の規定に違反する者に対し、必要な指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、必要な措置を命ずることができる。

（容器の指定）

第10条 市長は、容器のうち、金属製の物、ガラス製の物、プラスチック製の物その他のもので、その散乱によって生活環境を著しく損なうおそれのあるものを指定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指定した容器（以下「指定容器」という。）については、その旨を告示するとともに、広報等に掲載し、一般に周知しなければならない。

（自動販売機の設置届）

第11条 指定容器に収納した飲料を自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により販売する者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- （1）自動販売業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - （2）自動販売機の設置場所
 - （3）回収容器の設置場所及び管理の方法
 - （4）その他規則で定める事項
- 2 飲料を収納している容器が指定容器となった際、現にその容器に収納した飲料を自動販売機により販売している者は、当該容器が指定容器となった日から30日以内に当該自動販売機について前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（変更等の届出）

第12条 前条の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る前条第1項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る自動販売機による指定容器に収納した飲料の販売を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（地位の承継及びその届出）

第13条 届出者について相続、合併又は分割（その届出に係る自動販売機を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該自動販売機を承継した法人は、当該届出の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があつた日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第14条 市長は、第11条、第12条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）又は前条第2項の規定による届出があつたときは、その届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に届出済証を貼り付けておかなければならない。

3 届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を紛失し、又は毀損したときは、その事実を知つた日から 14 日以内にその旨を市長に届け出て、届出済証の再交付を受けなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第15条 自動販売業者は、自動販売機について、規則の定めるところにより回収容器を適当な場所に設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

2 前項の規定は、飲料を収納している容器が指定容器となった際、現に使用している当該容器に係る自動販売機については、当該容器が指定容器となった日から 30 日間は、適用しない。

(勧告)

第16条 市長は、自動販売業者が前条第1項の規定に違反しているときは、当該自動販売業者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告することができる。

(命令)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた自動販売業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(犬のふん害防止)

第18条 犬の飼い主は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬を綱又は鎖でつなぎ、制御できるようにすること。

(2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。

(3) 飼い犬のふんにより公共の場所又は他人の土地若しくは工作物等を汚したときは、直ちに処理すること。

2 市長は、犬の飼い主が前項の規定に違反して、同項各号の規定を遵守していないと認めるとときは、当該犬の飼い主に対して、必要な指導をすることができる。

3 市長は、前項の指導に従わない者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(環境美化推進員)

第19条 市長は、地域における環境美化及び資源の有効利用に資する自主的奉仕活動を推進するため、環境美化推進員を委嘱することができる。

(さわやか環境月間)

第20条 市長は、環境美化及び再資源化の推進について啓発するため、さわやか環境月間を設ける。

(さわやかな環境づくり賞)

第21条 市長は、環境美化及び再資源化の活動を賞するため、規則に定めるところにより、さわやか環境づくり賞を授与する。

(報告)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、自動販売業者に対し、自動販売機の管理状況、回収容器の設置状況及びその管理状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き缶類若しくは吸い殻類の散乱状況、自動販売機の管理状況、又は回収容器の設置状況及びその管理状況を調査するため必要があると認めたときは、職員をして、空き缶類若しくは吸い殻類の散乱している土地又は回収容器の設置されている土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 第17条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第26条 第11条又は第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

第27条 第12条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）又は第13条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金に処する。

第28条 第9条第2項又は第18条第3項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為を市長の指定する職員に行わせることができる。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第25条、第26条又は第27条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則（中略）

附 則（令和2年12月24日条例第55号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月24日から施行する。

我孫子市さわやかな環境づくり条例施行規則

平成9年12月15日

規則第45号

最終改正 令和2年12月24日規則第97号

(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市さわやかな環境づくり条例（平成9年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁煙重点地区の指定の告示等)

第2条 条例第8条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定し、又は変更し、若しくは解除した禁煙重点地区の名称及び区域
- (2) 指定し、又は変更し、若しくは解除した年月日
- (3) 時間帯を限って指定したときは、その時間帯

2 条例第8条第4項に規定する標識は、禁煙重点地区標識（様式第1号）とする。

(届出を要しない自動販売機)

第3条 条例第11条第1項の規定により規則で定める自動販売機は、建物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないものとする。

(自動販売機設置等の届出)

第4条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

- (1) 条例第11条の規定による届出 自動販売機設置届出書（様式第1号の2）
- (2) 条例第12条の規定による届出 自動販売機設置変更・廃止届出書（様式第2号）
- (3) 条例第13条第2項の規定による届出 自動販売機承継届出書（様式第3号）
(軽微な変更)

第5条 条例第12条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所と同一敷地内の変更
- (2) 前号の変更に伴う回収容器の設置場所の変更
- (3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの
(届出済証の紛失等の届出等)

第6条 条例第14条第1項の規定により交付された届出済証（様式第4号）を紛失し、又は毀損した場合の同条第3項の規定による届出及び届出済証の再交付の申請は、届出済証紛失等届出書兼再交付申請書（様式第5号）を市長に提出して行うものとする。

(回収容器の設置及び管理)

第7条 条例第15条第1項の規定による回収容器の設置及び管理方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置場所から5メートル以内で、指定容器を回収するために適当な場所であること。
- (2) 材質が金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (3) 容積が自動販売機1台について30リットル以上であること。
- (4) 安定性があり、かつ、投入が容易なものであること。
(環境美化推進員)

第8条 条例第19条に規定する環境美化推進員の数は、40人以内とする。

2 環境美化推進員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者

3 環境美化推進員の任期は、2年とする。

4 環境美化推進員は、再任されることができる。

5 環境美化推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空き缶類、吸い殻類及び釣り具の散乱を防止するための啓発活動に関する事。
- (2) 飼い犬のふん便を防止するための啓発活動に関する事。

- (3) 自動販売機に設置された回収容器の状況調査に関すること。
- (4) 市が実施する環境美化及び再資源化の促進事業への協力に関すること。
- (5) その他地域における環境美化及び資源の有効利用に資する自主的奉仕活動の推進に関すること。

(さわやか環境月間)

第9条 条例第20条に規定するさわやか環境月間は、5月とする。

(さわやかな環境づくり賞)

第10条 条例第21条に規定するさわやかな環境づくり賞は、永年にわたって環境美化活動又は再資源化活動を積極的に推進している個人又は団体のうちから市長が授与するものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

- 2 条例第28条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第7号）とする。

(措置命令)

第12条 条例第9条第2項又は第18条第3項の規定による命令は、ポイ捨て・路上喫煙等・犬のふん害措置命令書（様式第8号）を交付して行う。ただし、緊急に行う必要がある場合その他命令書を交付することが困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、当該命令後速やかにポイ捨て・路上喫煙等・犬のふん害措置命令書を交付するものとする。

(過料処分)

第13条 条例第28条第1項の規定による過料処分は、ポイ捨て・路上喫煙等・犬のふん害過料処分通知書（様式第9号）を交付して行うものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（中略）

附 則（令和3年3月31日規則第44号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

平成 22 年 9 月 30 日

条例第 30 号

改正 平成 31 年 3 月 25 日条例第 6 号

(目的)

第1条 この条例は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、ペット霊園の設置及び管理が適正に行われるために必要な措置を講じ、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 人に飼養されていた犬、猫その他の動物（化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 1 条第 1 項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) ペット霊園 火葬施設、墳墓、納骨堂又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (3) 火葬施設 ペットの死体を火葬する設備を有する施設をいう。
- (4) 墳墓 ペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (5) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵するための設備を有する施設をいう。
- (6) 改葬 埋蔵又は収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。
- (7) 移動火葬車 ペットの死体を火葬する炉を搭載した自動車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車をいう。）をいう。
- (8) 近隣住民等 ペット霊園の区域に隣接する土地の所有者及び当該区域の境界線から 200 メートル以内に建物がある場合における当該建物の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (9) 住宅等 住宅、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設及び同法第 29 条に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。）を行う施設並びに同条第 11 項、第 27 項及び第 28 項に規定する施設をいう。

(設置者及び管理者の責務)

第3条 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、ペット霊園の設置又は管理に当たっては、地域の生活環境に配慮するとともに、良好な近隣関係を保持するよう努めなければならない。

(埋葬の禁止)

第3条の 2 ペット霊園においては、ペットの死体を土中に葬ってはならない。

(設置等の許可等)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けて設置したペット霊園の区域において墳墓、火葬施設又は納骨堂の新設又は増設（以下「変更等」という。）をしようとする者も、同様とする。

2 移動火葬車を使用して市内で火葬処理業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(事前協議)

第5条 前条第 1 項の許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ当該許可に係るペット霊園の設置又は変更の計画について市長と協議しなければならない。

2 申請予定者は、前項の協議を行うときは、第 8 条に規定する申請書を提出する日の 90 日前までに、規則で定めるところにより事前協議書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の協議があったときは、申請予定者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

4 市長は、第1項の協議の結果、ペット霊園の設置又は変更の計画が必要な要件を満たしていると認めた場合は、協議終了の通知書を申請予定者に送付するものとする。

5 前項の通知書は、当該通知書により通知した日から1年を経過する日までの間に、申請予定者が第8条の申請をしないときは、当該経過する日をもってその効力を失うものとする。

(標識の設置等)

第6条 申請予定者は、ペット霊園の設置又は変更の計画を周知するため、当該計画に係る土地の見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

2 前項の標識の設置は、第8条に規定する申請書を提出する日の60日前までに行わなければならない。

3 申請予定者は、第1項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

4 第1項の規定により設置した標識は、第14条第1項に規定する検査済証の交付を受ける日まで設置しておかなければならない。

(説明会の開催等)

第7条 申請予定者（次項に掲げる者を除く。）は、次条に規定する申請書を提出する日の30日前までに近隣住民等に対し、ペット霊園の設置又は変更に係る計画について説明会を開催しなければならない。

2 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定により墓地の経営の許可を受けた者（以下「墓地経営者」という。）が当該許可を受けた区域内（以下「墓地内」という。）においてペット霊園を設置し、又は変更等をしようとする場合にあっては、次条に規定する申請書を提出する日の30日前までに、現に当該墓地を使用する者並びに当該墓地の境界線から100メートル以内（火葬施設を有するペット霊園を設置しようとする場合は、200メートル以内）の土地の所有者及び建物がある場合における当該建物の所有者、管理者又は占有者（以下「説明会対象者」という。）に対し、ペット霊園の設置又は変更等に係る計画について説明会を開催しなければならない。

3 近隣住民等及び説明会対象者は、申請予定者が次条に規定する申請書を提出する日の20日前までに、当該申請予定者に対し、ペット霊園の設置又は変更等に係る計画について意見の申出をすることができる。

4 申請予定者は、前項の規定により意見の申出があったときは、当該申出を行った近隣住民等又は説明会対象者と十分に協議しなければならない。

(設置及び変更の許可申請)

第8条 第4条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。

(申請の制限)

第9条 前条の申請は、第5条から第7条までに規定する手続を経た後でなければ行うことができない。

(許可の基準)

第10条 市長は、第8条の申請があった場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、当該ペット霊園が別表に定める基準に適合していると認められるときでなければ、第4条第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請に係るペット霊園を経営するための経理的基礎があること。

(2) 申請に係るペット霊園の用地は、当該ペット霊園を経営しようとする者が所有する土地（当該土地に関する所有権以外の権利が存在しないものに限る。）であること。

(3) ペット霊園の設置、変更又は経営に必要な関係法令との調整が図られていること。

2 前項の規定にかかわらず、墓地経営者が墓地内において火葬施設を有しないペット霊園を設置する場合には、別表に定める基準は適用しない。

(許可の条件)

第11条 市長は、第4条第1項の許可をする場合において、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

(許可書の交付等)

第 12 条 市長は、第 8 条の申請があった場合において、許可の決定をしたときは規則で定めるところにより許可書を交付し、不許可の決定をしたときは書面でその旨を通知するものとする。

2 前項に規定する許可書は、当該許可書を交付した日から 1 年を経過する日までの間に、第 14 条第 1 項に規定する検査済証の交付を受けないときは、当該経過する日をもってその効力を失うものとする。ただし、当該期間内に検査済証の交付を受けられないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときは、この限りでない。

(工事に関する届出)

第 13 条 前条第 1 項の許可書の交付を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該許可に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 設置者は、前項の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(検査済証の交付等)

第 14 条 市長は、前条第 2 項の届出があったときは、速やかに検査を行い、別表に定める基準に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより検査済証を設置者に交付する。

2 設置者は、前項に規定する検査済証の交付を受けた後でなければ当該許可に係るペット霊園を使用してはならない。

(地位の承継及びその届出)

第 15 条 設置者からペット霊園の土地の所有権その他土地を使用する権利を取得した者及びペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 墓地経営者が墓地内においてペット霊園を設置した場合には、本条の規定は適用しない。

(廃止の届出)

第 16 条 設置者は、ペット霊園を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 設置者は、ペット霊園を廃止しようとするときは、当該ペット霊園に係る一切の施設、設備等を撤去し、墳墓又は納骨堂に埋蔵し、又は収蔵している焼骨の処理について、他のペット霊園に改葬する等公衆衛生の見地から適正な措置を講じなければならない。

(移動火葬車に搭載する炉の基準)

第 17 条 移動火葬車に搭載する炉は、別表に定める火葬施設の構造基準を満たしたものでなければならない。

(移動火葬車による行為の制限)

第 18 条 第 4 条第 2 項の規定により届出をした者は、道路交通法その他関係法令を遵守するとともに、火葬処理業務を行うに当たっては、住宅等から 200 メートル以上離れたところでなければ行ってはならない。

(報告徴収)

第 19 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、第 10 条第 1 項に規定する許可の基準及び第 11 条第 1 項に規定する許可の条件に適合していることその他ペット霊園に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第 20 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市職員に、ペット霊園その他ペット霊園の経営管理に係る場所（次項において「事務所等」という。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 市職員は、前項の規定により事務所等に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設置者又は申請予定者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) ペット霊園が第10条第1項に規定する許可の基準又は第11条第1項に規定する許可の条件に違反していると認めるとき。

(2) ペット霊園の経営に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるとき。

(3) この条例に基づく手続を適正に行わないと認めるとき。

(措置命令)

第22条 市長は、前条の規定により勧告を受けた設置者又は申請予定者が正当な理由なくこれに従わないときは、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による措置命令に違反したとき。

(2) 不正な手段により第4条第1項の許可を受けたとき。

(使用禁止等の命令)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第4条第1項の許可を受けないでペット霊園の設置若しくは変更等を行い、又は営業を行った者

(2) 前条の規定により第4条第1項の許可を取り消された者

2 市長は、第4条第1項の許可を受けずにペット霊園の工事に着手したことを確認したときは、当該工事の中止を命ずることができる。

3 市長は、移動火葬車を使用して火葬処理業務を行っている者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該車両を移動するよう命ずることができる。

(1) 第4条第2項に規定する届出をしていない場合

(2) 第18条に規定する事項に違反している場合

(公表)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところによりその旨を公表することができる。

(1) 前条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないとき。

(2) 設置者が、第19条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第20条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 移動火葬車を使用して火葬処理業務を行う者が第4条第2項の規定による届出をせずに当該業務を行ったとき。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (中略)

附 則 (平成31年3月25日条例第6号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第10条、第14条、第17条関係)

項目	許可基準
1 ペット霊園の設置基準	(1) ペット霊園の用地は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であって、河川又は湖沼からの距離が20メートル以上であること。 (2) 住宅等の用に供する敷地からペット霊園の区域の境界線までの距離が100メートル以上(火葬施設を有する場合は、200メートル以上)であること。ただし、ペット霊園の設置後に、当該ペット霊園の設置者以外の者が住宅等を設置した場合は、この限りでない。
2 ペット霊園の施設基準	(1) ペット霊園の敷地の境界から墳墓が見えないようにかん木の垣根、障壁その他これらに準ずる構造物を設けること。 (2) ペット霊園の出入口には、施錠可能な門扉を設けること。

	<p>(3) ペット霊園の敷地内には、アスファルト、コンクリートその他の堅固な材料で築造され、かつ、幅員が1メートル以上の通路を設けること。</p> <p>(4) ペット霊園の敷地内には、雨水又は汚排水が停留しないようにすること。</p> <p>(5) ペット霊園の敷地内には、管理事務所、便所、給排水設備及び利用者のための自動車の駐車場を設けること。</p>
3 火葬施設の構造基準	<p>(1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で、ペットの死体を焼却できるものであること。</p> <p>(2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。</p> <p>(3) 外気と遮断された状態で、定量ずつペットの死体を燃焼室に投入することができるものであること。</p> <p>(4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。</p> <p>(5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p> <p>(6) 二次燃焼室が設けられていること。</p> <p>(7) 火葬施設外に焼却灰及び未燃物が飛散しない構造であること。</p>

我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

平成 22 年 10 月 21 日

規則第 59 号

(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（移動火葬車を使用した火葬処理業務の届出）

第2条 条例第 4 条第 2 項の規定による届出は、我孫子市移動火葬車ペット火葬処理業務届（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 法人の登記事項証明書（申請予定者が法人である場合に限る。）

（2） 焼骨を埋蔵する施設又は収蔵するための設備を有する施設との契約書の写し（契約を締結している場合に限る。）

（3） 移動火葬車により火葬を行う主たる場所が、申請予定者が所有する土地の場合にあっては登記事項証明書、借地の場合にあっては土地の賃貸借契約書の写し（移動火葬車により火葬を行う主たる場所が有る場合に限る。）

（4） 移動火葬車に搭載する炉の構造及び処理能力を記載した仕様書

（5） 移動火葬車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づき交付された自動車検査証をいう。）の写し

3 第 1 項の届出をした者は、当該届出の内容に変更が生じたときは、我孫子市移動火葬車ペット火葬処理業務変更届（様式第 2 号）に変更の内容が分かる書類を添付の上、市長に届け出なければならない。

（移動火葬車を使用した火葬処理の届出）

第3条 前条の届出をした者は、移動火葬車による火葬処理を行うときは、その都度、我孫子市移動火葬車ペット火葬処理届（様式第 3 号）により、市長に届け出なければならない。

（事前協議）

第4条 条例第 5 条第 1 項に規定する事前協議は、我孫子市ペット霊園設置（変更）許可事前協議書（様式第 4 号）により行うものとする。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） ペット霊園の区域又は敷地の周囲 100 メートル（火葬施設を有する場合は、200 メートル）の区域の状況を明らかにした縮尺 2,500 分の 1 の現況図（住宅等の位置を示したもの）

（2） ペット霊園の各施設及び附帯施設の区域を明らかにした配置図及び平面図

（3） 法人の登記事項証明書（申請予定者が法人である場合に限る。）

（4） ペット霊園を設置しようとする土地に係る登記事項証明書（建物の一部又は全部を使用して火葬施設又は納骨堂を設置する場合にあっては、当該建物に係る登記事項証明書）

（5） ペット霊園を設置しようとする土地及び隣接する土地に係る不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し

（6） 火葬施設の構造及び処理能力を記載した仕様書（火葬施設を設置する場合に限る。）

3 条例第 5 条第 4 項に規定する協議終了の通知書は、我孫子市ペット霊園設置（変更前）協議終了通知書（様式第 5 号）とする。

（標識の設置等）

第5条 条例第 6 条第 1 項の標識は、ペット霊園計画のお知らせ（様式第 6 号）とする。

2 条例第 6 条第 3 項の規定による報告は、我孫子市ペット霊園標識設置報告書（様式第 7 号）により行うものとする。

3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 標識を設置した場所が明示された図面

（2） 標識の設置状況及び記載事項が分かる写真

4 申請予定者は、標識の記載内容に変更があったときは、遅滞なく、当該記載内容の書換えを行うとともに、変更内容、変更年月日及び変更理由を書面により市長に報告しなければならない。

(説明会の開催)

第6条 申請予定者は、条例第7条第1項又は第2項の規定による説明会を開催しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所、方法等について、当該開催の日の14日前までに、その旨を近隣住民等又は説明会対象者に周知しなければならない。

2 説明会において説明する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請予定者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) ペット霊園の名称及び所在地

(3) ペット霊園の概要

(4) ペット霊園の運営管理の方法

(5) 工事予定期間

(6) 工事期間中における騒音、振動、交通その他近隣の生活環境の保全に係る対策

(7) 意見の申出の方法及び申出先並びに申出期限

(8) 許可申請予定年月日

(設置及び変更等の許可申請)

第7条 条例第8条の申請書は、我孫子市ペット霊園設置(変更等)許可申請書(様式第8号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、その一部を省略することができる。

(1) 第4条第2項各号に掲げる書類

(2) 我孫子市ペット霊園設置(変更等)協議終了通知書の写し

(3) 近隣住民等(説明会対象者)説明会実施報告書(様式第9号)

(4) 説明会において配布した資料

(5) 説明会の開催について通知した近隣住民等又は説明会対象者の名簿並びに当該説明会に出席した者の氏名及び住所を記載した名簿

(6) 意見の申出に係る近隣住民等(説明会対象者)協議報告書(様式第10号)(条例第7条第4項の規定による協議を行った場合に限る。)

(7) 維持管理計画書

(8) ペット霊園の設置に係る資金計画に関する書類(申告書の写し、残高証明書、ペット霊園の設置又は変更等に係る費用の見積書等)

(9) 他の法令に基づく許可等について関係機関との協議に添付した書類及び図面

(許可の条件)

第8条 条例第11条第1項の条件は、次のとおりとする。

(1) 火葬時間は、午前9時から午後5時までとすること。

(2) 年1回以上ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。)の測定検査を実施し、その結果を書面により市長に報告すること。

(3) その他市長が必要と認めること。

(許可書の交付及び不許可通知)

第9条 条例第12条第1項の許可書は、我孫子市ペット霊園設置(変更等)許可書(様式第11号)とし、同項の規定による不許可の決定の通知は、我孫子市ペット霊園設置(変更等)不許可通知書(様式第12号)によるものとする。

(工事に関する届出書)

第10条 条例第13条第1項の規定による届出は我孫子市ペット霊園工事着手届(様式第13号)により、同条第2項に規定する届出は我孫子市ペット霊園工事完了届(様式第14号)により行うものとする。

(工事検査済証の交付)

第11条 条例第14条第1項に規定する検査済証は、我孫子市ペット霊園工事検査済証(様式第15号)とする。

(地位の承継の届出)

第12条 条例第15条第2項の規定による届出は、我孫子市ペット霊園地位承継届（様式第16号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、ペット霊園の設置の許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類を添付しなければならない。

(廃止届)

第13条 条例第16条第1項の規定による届出は、我孫子市ペット霊園廃止届（様式第17号）により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第18号）とする。

(公表の方法)

第15条 条例第25条の規定による公表は、我孫子市公告式条例（昭和30年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示並びに広報あびこ及び市ホームページに掲載することにより行う。

(申請書等提出部数)

第16条 条例又はこの規則に基づき市長に提出する書類の部数は、正副2部とする。

附 則（中略）

附 則（令和3年3月31日規則第44号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

我孫子市再資源化事業実施要綱

平成15年3月31日

告示第61号

最終改正 令和7年3月26日告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（昭和55年条例第34号）第26条に規定する再資源化事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「資源」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌、雑紙及び紙パック）
- (2) 空き缶（スチール缶及びアルミ缶）
- (3) 金属類（金属部分が全体の50パーセント以上のもの）
- (4) 空きびん（無色びん、茶色びん及びその他色びん）
- (5) 古繊維類（衣類、タオル等）
- (6) 食用油
- (7) ペットボトル
- (8) 容器包装その他プラスチック
- (9) 乾電池・蛍光管
- (10) 剪定枝木

2 この要綱において、「資源回収」とは、前項に掲げる資源を、地域住民で組織する自治会、子ども会等（以下「団体」という。）が自ら設置した集積所において、定められた排出方法により当該資源の再資源化（再利用を含む。以下同じ。）を図ることをいう。

(集積所の設置)

第3条 団体は、資源回収を行うため集積所を設置しようとするときは、原則として利用世帯数が10世帯以上となるよう配慮しなければならない。

(団体の責務)

第4条 団体は、資源回収を行うに当たっては、集積所その他地域の環境の美化に努めなければならない。

(団体の指導育成)

第5条 市長は、資源を円滑に再資源化するため、資源回収を行う団体に対し指導育成を行うものとする。

(用具の貸与)

第6条 市長は、資源回収を行う団体に、別表第1に掲げる資源回収用具（以下「用具」という。）を貸与するものとする。

(用具の管理)

第7条 資源回収を行う団体は、前条の規定により貸与された用具の管理について、次に掲げる方法を選択することができる。

- (1) 団体が実施
- (2) 他の団体又は個人に委託

(団体の登録申請等)

第8条 資源回収を行おうとする団体は、資源回収団体登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 資源回収集積所設置届（様式第2号）
- (2) 資源回収集積所管理計画書（様式第3号）
- (3) 資源回収用具貸出申込書（様式第4号）

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、登録することが適當と認めたときは、

資源回収を行う団体として登録するものとする。

- 3 前項の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）は、資源回収団体登録申込書の内容に変更があったとき又は前項の規定による登録を廃止しようとするときは団体登録変更・廃止届（様式第5号）により、資源回収集積所設置届の内容に変更があったとき又は資源回収集積所を廃止するときは資源回収集積所設置変更・廃止届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（奨励金の交付）

第9条 市長は、登録団体が用具の管理を第7条第1号の規定により行う場合は、当該登録団体に対し第2条第1号から第5号までに規定する資源の回収につき別表第2に定める奨励金を交付するものとする。

- 2 前項の奨励金の額は、資源回収業者が発行する資源回収実績報告書をもとに決定し、奨励金交付決定通知書（様式第7号）により当該登録団体に通知するものとする。

- 3 奨励金の交付は、前項に規定する通知を行った日の属する月の28日までに登録団体が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、再資源化事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（中略）

附 則（令和7年3月26日告示第74号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

貸与用具	1集積所当たりの数量
無色びん用袋	2枚
茶色びん用袋	2枚
その他色びん用袋	2枚
空き缶・スプレー缶用袋	2枚
ペットボトル用網袋	1枚
不燃ごみ用袋	2枚
食用油用プラスチック容器	1個
乾電池用プラスチック容器	1個
用具入れ用プラスチック容器	1個
その他再資源化事業に必要な用具	市長が必要と認める数量

別表第2（第9条関係）

種別	奨励金の金額
回収した資源の重量に応じた奨励金	1キログラム当たり5円。ただし、1月につき、10キログラムに登録団体に属する世帯の数を乗じて得た重量を限度とする。
登録団体に属する世帯の数に応じた奨励金	1世帯当たり月額10円

我孫子市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業実施要綱

平成 14 年 8 月 21 日

告示第 123 号

最終改正 平成 28 年 1 月 5 日告示第 2 号

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ等（可燃ごみ、資源及び不燃ごみをいう。以下同じ。）をごみ集積所まで排出することが困難なひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者世帯等（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）に対し、「声掛け」を行いながら、ごみ等を戸別収集する事業（以下「ふれあい収集事業」という。）を実施することにより、在宅での生活が維持できるよう支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 ふれあい収集事業を利用することができる者（第 7 条において「対象者」という。）は、市内に居住する次の各号のいずれかに該当するひとり暮らし高齢者等のうち、自らごみ等をごみ集積所まで排出することが困難で、他に協力を得ることができないと認められるものとする。

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき要支援若しくは要介護と認定された者又は同等の状態と認められる者で、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者又は 65 歳以上の者によって構成されている世帯

(2) ひとり暮らしの障害者又は障害者のみで構成されている世帯

(3) その他市長が必要があると認めた者

(収集するごみ等)

第3条 削除

(申込み)

第4条 ふれあい収集事業を利用しようとする者（次項及び次条において「利用希望者」という。）は、我孫子市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業利用申込書（様式第 1 号。第 7 条において「申込書」という。）により市長に利用の申込みをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用希望者が自ら申し込むことができない場合は、ひとり暮らし高齢者等の親族、ひとり暮らし高齢者等を介護する者又は民生委員が申し込むことができるものとする。

(調査及び決定等)

第5条 市長は、前条第 1 項の規定による申込みがあったときは、我孫子市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業申込確認票（様式第 2 号（その 1））により、必要な調査を行い、ふれあい収集面談報告書（様式第 3 号）を作成するものとする。ただし、調査時において明らかにふれあい収集事業を利用させるべき状況であると認められるときは、我孫子市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業申込確認票（様式第 2 号（その 2））を利用希望者に交付するものとする。

2 市長は、前項の調査に基づき、ふれあい収集事業の利用の可否を決定し、我孫子市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業利用決定（却下）通知書（様式第 4 号）により申込みをした者に通知するものとする。

3 生活衛生課長は、前項の規定によりふれあい収集事業の利用の可否を決定したときは、その内容を高齢者支援課長又は障害福祉支援課長及び民生委員に報告するものとする。

(収集)

第6条 生活衛生課長は、ごみ等の収集日及び収集品目を前条第 2 項の規定によりふれあい収集事業の利用の決定を受けたひとり暮らし高齢者等（以下「利用者」という。）と協議の上、決定する。

2 ごみ等の収集場所は、原則として、利用者の玄関先とする。

(変更等の連絡)

第7条 利用者は、申込書の内容に変更があるとき、一時的に利用を停止しようとするとき、停止している利用を再開したいとき、又は対象者としての要件を欠いたときは、電話等によりクリーンセンター課長に連絡するものとする。

(再調査)

第8条 市長は、ふれあい収集事業を継続して利用している者について、おおむね5年ごとに再調査を行い、ふれあい収集再面談報告書（様式第5号）を作成するものとする。

2 市長は、前項の再調査の結果、必要があると認めるときは、第5条第2項の規定により決定した内容を変更することができる。

3 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による変更について準用する。

(関係機関との協力)

第9条 生活衛生課長は、ふれあい収集事業の利用の決定及び適正な実施を図るために必要な限度において、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定める者に照会するものとする。

(1) 利用希望者若しくは利用者が第2条に規定する対象者の要件に該当するか否かの確認に必要な情報
高齢者支援課長又は障害者支援課長

(2) 利用希望者若しくは利用者のごみ出しの状況その他の生活状況等に関する情報 介護サービス事業所
又は障害福祉サービス事業所

(緊急時の対応)

第10条 生活衛生課長は、ごみ等の収集時において利用者に異変があると認めたときは、あらかじめ届出がされている緊急連絡先に連絡するものとする。この場合において、緊急連絡先に連絡ができないときは、高齢者支援課長又は障害福祉支援課長と連携をとり、必要な対応を行うものとする。

(利用の中止等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、ふれあい収集事業の利用を中止することができる。

(1) 偽りその他不正な手段によりふれあい収集事業の利用の決定を受けたことが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長がふれあい収集事業を実施することが不適当であると認めるとき。

2 前項の規定による利用の中止は、口頭により当該利用者に通知するものとする。

3 第5条第3項の規定は、第2項の規定による中止について準用する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい収集事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（中略）

附 則（令和5年12月21日告示第283号）抄

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

我孫子市生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱

平成 15 年 2 月 26 日

告示第 21 号

我孫子市生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱（平成 3 年告示第 48 号）の全部を改正する。

改正 平成 27 年 12 月 17 日告示第 293 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の減量化及び適正処理の推進並びに市民意識の向上を図るため、生ごみ処理容器等を購入した者に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第 23 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）生ごみ処理容器等 ボカシ容器、コンポスト容器及び生ごみ処理機の総称で、生ごみの減量化又は堆肥化を目的として製造されたもの
- （2）ボカシ容器 EM ボカシを使用して生ごみから堆肥の原料を作るための容器
- （3）コンポスト容器 微生物を使用して生ごみから堆肥を作るための容器
- （4）生ごみ処理機 生ごみを機械的に減量化又は堆肥化するための機器

（責務）

第3条 補助金の交付を受けた者は、生ごみ処理容器等により作られた堆肥等を自らの責任において処理しなければならない。

（補助の対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（次条第 2 項において「対象者」という。）は、次の各号のいずれかにも該当する者とする。

- （1）生ごみ処理容器等を購入した者
- （2）本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- （3）市税を滞納していない者

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、生ごみ処理容器等の本体価格に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5,000 円を限度とする。

2 補助金の交付は、対象者 1 人当たり 1 年度につき 1 基限りとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理容器等を購入する日の属する年度の 3 月 31 日までに、我孫子市生ごみ処理容器等購入補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1）申請者本人に対し販売店が交付した見積書の写し（購入前に申請する場合に限る。）
- （2）申請者本人に対し販売店が交付した領収書の写し（購入後に申請する場合に限る。）
- （3）購入した商品の保証書の写し（生ごみ処理機の場合に限る。）
- （4）購入した商品の概要を示す書類（第 11 条第 1 項に規定する指定販売店において申請する場合は除く。）
- （5）住民票の写し及び市税を滞納していないことを証する書類（申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は除く。）

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、我孫子市生ごみ処理容器等購入補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、我孫子市生ごみ処理容器等購入補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る生ごみ処理容器等を販売店に返品したときは、遅滞なく交付された補助金の全額を返還しなければならない。

(譲渡及び貸与の禁止)

第10条 補助金の交付を受けた者は、購入日から1年間、当該補助に係る生ごみ処理容器等を譲渡し、又は貸与してはならない。

(指定販売店の指定等)

第11条 市長は、次に掲げる基準に該当する者を、我孫子市生ごみ処理容器等取扱指定販売店（以下「指定販売店」という。）として指定することができる。

(1) 市内に営業所を有すること。

(2) 生ごみ処理容器等購入補助金交付事業の趣旨を理解し、事業遂行に協力できること。

2 指定販売店の指定を受けようとする者は、我孫子市生ごみ処理容器等取扱指定販売店申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、指定販売店として指定するときは、我孫子市生ごみ処理容器等取扱指定販売店指定書（様式第5号）により通知するものとする。

4 指定販売店は、次のいずれかに該当したときは、我孫子市生ごみ処理容器等指定販売店変更・廃止届（様式第6号）により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(1) 指定販売店の指定の申込み内容に変更を生じたとき。

(2) 指定販売店としての営業を廃止するとき。

5 指定販売店は、この要綱に定める事務手続上知ることができた秘密を漏らしてはならない。指定販売店としての営業を廃止した後も、また同様とする。

(指定販売店における申請書等の受付)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、第6条の規定にかかわらず、生ごみ処理容器等を購入した指定販売店に申請書又は請求書を提出することができる。

2 前項の規定により、申請書又は請求書を受け付けた指定販売店は、我孫子市生ごみ処理容器等購入補助金申請受付簿（様式第7号。以下この項において「受付簿」という。）を作成し、遅滞なく当該申請書又は請求書に受付簿を添付し、市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（中略）

附 則（令和5年12月21日告示第283号）抄

(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の次の各号に掲げる告示の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理基準

1 趣旨

この維持管理基準は、ごみ集積所の設置及び管理の基準等について必要な事項を定めることにより、ごみ収集作業の効率性及び安全性を確保するとともに、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

2 適用する行為

この基準を適用する行為は、住宅の用に供する目的で行う建築行為、開発行為とする。

3 ごみ集積所を設置すべき基準

(1) 建築行為又は開発行為の場合

ごみ集積所を設置すべき建築行為又は開発行為の規模は、戸建て住宅の区画数又は共同住宅等の住戸数が10以上のものとする。ただし、戸建て住宅の区画数又は共同住宅等の住戸数が10未満の場合で、次のいずれかに該当するときは、ごみ集積所を設置しなければならない。

ア 当該建築区域又は開発区域付近に既存のごみ集積所が存在しない場合で、市長が設置する必要があると認めるとき。

イ 当該建築区域又は開発区域付近に既存のごみ集積所が存在する場合で、当該ごみ集積所を管理する団体等から当該ごみ集積所の使用に関する同意を得ることができないとき。

(2) 市が収集を行わないごみ集積所の場合

事業所（有料老人ホーム等を含む）がごみ集積所を設置する場合は、「我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理基準」は適用しないものとする。ただし、市の公共施設で、かつ市が収集を行う場合は、「我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理基準」を適用するものとする。

(3) その他 団体等が設置する既存のごみ集積所に排出されるごみ、資源が多量で、人や車両などの通行に支障が生じている場合等、市長が設置する必要があると認めるとき。

4 面積

(1) ごみ集積所の面積は、有効面積とし、次の表のとおりとする。

(2) 建築区域又は開発区域内に複数のごみ集積所を設置する場合は、それぞれのごみ集積所ごとに次の表を適用するものとする。

(3) 共同住宅等で、単身者向け及び単身者向け以外の住戸で構成する場合は、市長と協議するものとする。

*単身者向け共同住宅とは1区画の住戸専用面積が25m²未満の共同住宅等をいう。

(4) 101以上の住戸数で集積所を建築物とする場合は、通路部分を確保するため共同住宅等は、住戸数×0.2平方メートル、単身者向け共同住宅等は、住戸数×0.15平方メートルとする。

コの字型の場合は、住戸数51～100を適用する。

(5) 101以上の住戸数の場合、粗大ごみ専用集積所（3平方メートル以上）を設置するよう配慮すること。

住宅の形態 区画数 又は住戸数	戸建て住宅又は共同住宅等（単身者向け共同住宅等を除く）	単身者向け共同住宅等	備考
10未満	3.0m ²	2.0m ²	第3項ただし書きに該当する場合に限る。
11～19	4.5m ²	3.0m ²	
20～50	住戸数×0.3m ²	住戸数×0.2m ²	

51～100	$15 \text{ m}^2 + (\text{住戸数} - 50) \times 0.15 \text{ m}^2$	$10 \text{ m}^2 + (\text{住戸数} - 50) \times 0.1 \text{ m}^2$	
101～ (集積所の形状 がコの字型の場 合)	同上	同上	
101～ (集積所の形状 が建築物の場 合)	$22.5 \text{ m}^2 + (\text{住戸数} - 100) \times 0.2 \text{ m}^2$ (戸建て住宅を除く)	$15 \text{ m}^2 + (\text{住戸数} - 100) \times 0.15 \text{ m}^2$	

* 有効面積は各基準値以上であること。

5 設置場所

- (1) 収集車が通行可能な道路に面した場所に設置すること。
特に、市道以外に面した場所に設置する場合、収集車が通行可能であることを確認しておくこと。
- (2) 作業の安全確保上、次のような場所には設置しないこと。
 - ア 交差点及び消火栓等から 5 メートル以内の駐停車禁止場所
 - イ 原則として滑り止めを施した坂道道路に面する場所
 - ウ 車両の通行上、見通しの悪い曲線状の道路に面する場所
 - エ 電柱、支線、道路標識等の障害物がある場所
 - オ 転回広場のない袋路状道路及び収集車が転回できない場所
 - カ 国道 6 号及び県道 8 号線に面した場所
 - キ その他、市長が収集に際し支障があると認める場所
- (3) 敷地内部に設ける場合は、収集車が容易に方向転換、又は通り抜けることができる場所であること。
- (4) ごみ集積所間口から道路境界まで 2 メートル以内であること。

6 形状・構造

ごみ集積所の形状、構造はつぎのとおりとする。

- (1) 形状
 - ア 有効とする間口の幅は 1.5 メートル以上とすること。又、奥行きの長さは、0.9 メートル以上確保し、間口の長さを越えないこと。
 - イ ごみ集積所内には工作物を設けないこと。
 - ウ ダストボックス等を使用の場合は、鍵等の施錠はしないこと。
- (2) 構造
 - ア 構造は、鉄筋コンクリート造(吹付タイル等)又はコンクリートブロック造(化粧ブロック又は吹付タイル等)とすること。
 - イ 基礎は、鉄筋コンクリート造で、ベタ基礎又は L 型基礎とすること。
 - ウ コンクリートブロック造の塀の高さは、1.2 メートルとすること。又、1.2 メートルを超える場合は、建築基準法施行令第 62 条の 8 の規定(補 強コンクリートブロック造の塀の基準)に適合するものとすること。
- (3) 集積所を建築物とする場合は、次のとおりとする。
 - ア 扉等を設ける場合は、開口部の高さを 2 メートル以上とし、有効に開口する部分は、間口の 3 分の 1 以上を有するものとすること。ただし、開口部は、1 メートル以上確保すること。集積所の内部には、棚、仕切り等を設けないこと。又、鍵等の施錠はしないこと。
 - イ 道路などの公共の場所以外に設置する場合は、ダストボックスも可とする。ただし、可燃ごみと資源の集積所を同一とする場合は、資源回収用具の設置場所を考慮し、集積所の面積と

同じサイズのダストボックスは設置しないこと。又、ダストボックスの固定は、完了検査後に固定すること。

ウ 建築基準法令の規定に適合するものとすること（建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものを除く。）。

エ 建築物の端から道路境界まで2メートル以内とすること。

（4）自治会、町内会が、道路などの公共の場所に設置及び管理する集積所を、別に位置する道路などの公共の場所に移動する場合については、（1）から（3）に掲げるごみ集積所の形状は適用しない。

7 景観への配慮

ごみ集積所を設置する者または既存のごみ集積所を移動する者（以下「設置者等」という。）は、景観担当課と協議し、街並み景観に配慮したごみ集積所を設置しなければならない。

8 設置者等の責務

- （1）ごみ集積所を設置するものは、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議し、説明を行うこと。又、異議や要望は真摯に対応すること。
- （2）設置者等は近隣者への説明の結果を市に報告するとともに、必要に応じて市の指導に従うこと。
- （3）新たにごみ集積所を設けず既存のごみ集積所を利用しようとするときは、当該既存ごみ集積所を管理する団体等に使用に関する同意を得ること。
- （4）ごみ集積所までの進入路が私道又は民地の場合は、地権者の同意を得ること

9 完了検査

設置者等は、ごみ集積所の設置が完了したときは、ごみ集積所立会検査実施申請書を提出し、市の行う完了検査に立ち会うものとする。

10 ごみ集積所設置申請

- （1）設置者等は、完了検査の結果が良好と判定されたときは、ごみ集積所設置申請書を提出するものとする。
- （2）市は、ごみ集積所設置申請書を受理した日から14日を経過した日以降にごみの収集を開始するものとする。

11 ごみ集積所の寄附

ごみ集積所の寄附については、我孫子市ごみ集積所寄附受入基準によるものとする。

12 ごみ集積所の維持管理

自治会長等は、自らが居住する区域又は集合住宅に設置する集積所を清潔かつ適正管理に努めるとともに、当該集積所を利用する者（以下「利用者」という。）にこれを周知しなければならない。

13 利用者の責務

- （1）利用者は、市の分別及び排出基準を遵守するとともに、臭気及びごみ、資源の飛散等の防止対策を講ずる等、近隣居住者等に十分配慮しなければならない。
- （2）利用者（集合住宅の場合にあっては、所有者から集積所の管理の委託を受けた者）は、市から貸与される回収用具その他物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

14 市の責務

- （1）市長は集積所の設置、維持管理に関し、助言及び指導をすることができる。
- （2）市長は、破損又は著しい汚れ並びに紛失等により、利用者から回収用具その他物品の交換又は補充の要望があったときは応じるものとする。

15 行政指導

市長は設置された集積所の維持管理が適正でないと認めるときは、自治会長等に対してその改善を求めることができる。

16 集積所の廃止

自治会長等は、使用している集積所を廃止するときは、ごみ集積所設置申請書を市長に提出しなければならない。

17 基準の施行日 令和6年4月1日